

保 存 版

令和3年4月19日

保護者様

大阪市立苅田小学校  
校長 長谷 由紀夫

## 非常災害時の措置について

◎標題について、午前7時の時点、もしくは午前7時を過ぎて始業時刻(8:30)までについて、次に掲げる様及び規模の災害が発生した場合は、児童の安全に万全を期すため、**臨時休業措置**とします。

- ア. 大阪市において、「暴風警報」もしくは「暴風雪警報」又は、「特別警報」が発表された場合。
- イ. 大和川(柏原観測基準点)の河川氾濫の「警戒レベル3(高齢者等は避難)」「警戒レベル4(全員避難)」の発令があった場合。
- ウ. 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生(気象庁発表)した場合。
- エ. 「南海トラフ地震に関する情報」(臨時)のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの(気象庁発表)が発表された場合。

◎始業時刻(8:30)以降、下校までの間についても、ア～エの状況が発生した場合、校時変更を行い、児童の安全確保のため、全児童を引渡しのもとで、下校させますので、迎えをお願いします。それまで、学校において必要な措置を講じつつ、児童を保護します。また、臨時休業措置を知らずに、登校した児童についても、同様に引き渡しとします。

方法：保護者の皆様よりご提出していただいた、「引き渡し票」にしたがって、名簿に記入いただきている方に引き渡しをします。

場所：基本的には各教室までお越しください。正門玄関等で掲示連絡等をしている場合は、その場所にお願いします。

時間：学校ホームページ・メールでお知らせします。メール配信サービスへの登録をお願いします。しかしながら、災害等の状況等でホームページ・メールがつながりにくくなることも考えられますので、保護者の判断で、迎えに来ていただいても結構です。

- ※ 警報等の発令につきましては、テレビ、ラジオ、おおさか防災ネット(防災情報メール)等への登録等で確認してください。
- ※ 「引き渡し票」のコピーは、ご家庭で保管してください。